

農業競争力強化支援法に対する討論

民進党・無所属クラブの小山展弘です。ただいま議題となりました農業競争力強化支援法案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず冒頭申し上げたいのは、農水省 OB により受注調整が行われた、震災復興事業における談合事件です。現在、公正取引委員会による立ち入り検査が行われておりますが、疑惑が本当だとすれば、まさに被災地の復興を食い物にした極めて悪質な事件であり、断じて許せません。政府は全農に対して役職員の意識改革を求めているようですが、意識改革が必要なのは農水省やその OB の方であります。再発防止とともに綱紀粛正を強く求めます。

本法案では、農業者に「有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組む」努力義務を課していますが、これほど農家をバカにした規定はありません。今どき、スーパーで買い物をする人でも、チラシなどを見比べて 1 円でも安い商品を買おうとします。農家だけが、価値に見合わない資材を高く購入し、合理的な購入ができず、経営改善努力がないというのでしょうか。この規定に政府の農家を見下した意識が集約的に表れています。また、本法案は「農家のために、赤字でも債務超過でもない企業に政府が支援する仕組みを作るのだから、政府から直接支援を受けない農家が経営改善の努力をせよ」という理屈になっております。これは関連事業者にとっても農家にとっても「おせっかいの押し売り」であり、まさに「上からの上からによる上から目線の改悪」と言わざるを得ません。

そもそも、本法案は、農協系統組織の経営に介入するために作られたのではないのでしょうか。政府並びに規制改革推進会議は、本法案の根拠となっている「農業競争力強化プログラム」なるものを策定し、全農の購買・販売事業、会長や理事長をはじめとする人事や組織体制にまで口を出し、数値目標や計画の策定を半ば強制的に求め、その「フォローアップ」まで行うとしています。全農は債務超過でもなければ繰越欠損でもなく、政府の出資や特別融資を受けてもおりません。民間出資 100%の健全な事業体です。全農や系統組織に対するここまでの過剰な行政指導や介入は極めて異常であり、憲法 22 条に違反しているおそれがあります。また、昨年末に世界文化遺産にも登録された「協同組合」の価値や原則を踏みにじるものであり、ICA をはじめ国際的な非難も浴びており、断じて容認できません。政府ならびに規制改革推進会議の暴走に、強く抗議するとともに、猛省を求めます。本法案第 5 条では、「農業者団体の努力義務」を定めていますが、この条文を根拠に、政府が農協系統や他の民間団体にさらなる介入を行うお墨付きを与えると疑われても仕方ありません。

本法案第 8 条 4 号では「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」との規定があります。これまで税金を使って重ねてきた日本の優れた種子研究の知見を、国内民間企業はおろか外資にまで公表することは、主権の放棄にも等しい暴挙であります。加えて、日本農産品の競争力の低下を招きかねず、国民に対する背信行為以外なものでもありません。

本法案では、農業生産関連事業分野に対する事業再編や新規参入に支援措置を講じていますが、そもそも農業生産関連事業の分野に参入障壁などあったのでしょうか。農機業界については、昭和 53 年をピークに、年々、マーケットは縮小し、今や往時の 4 分の 1 程度です。これまでも多くの企業が撤退または統合・再編し、現在の業界構造となったのです。農機メーカーの中には利益の 70%を海外で得ている企業もあり、必ずしも国内市場が楽観できる状況ではありません。また、野菜やお茶などの特定の品目に対応する専門農機を、地域の農業の実情に合わせて生産する中小零細企業も多々存在しています。国は、既存の農機メーカーが行う新規事業には一切支援しない一方で、異業種の超大手企業や、かつて農機業界から撤退した企業には支援し、有利な条件で農機市場に参入することを促しています。これは適切な市場競争を歪めることにほかなりません。加えて国からの支援に名乗りを上げる企業が、総理周辺の「お友達企業」「お友達経営者」であるならば、一連の法改正は特定の企業に利益を誘導するものではないのでしょうか。ちなみに国家戦略特区諮問会議においては、愛媛県今治市の特区に対して極めて不透明かつ不合理な獣医学部の新設が認められ、安倍総理が理事長と親しい加計学園が進出することになりました。これは最初から出来レースだったのではないですか。これらは規制改革推進会議や国家戦略特区諮問会議の場を通じた新たな政官業の癒着構造と言わざるを得ません。

農村人口の急速な減少や高齢化への対応こそ喫緊の課題です。農機について言えば、人口知能を取り込んだ無人化や自動化などの高度な農機の開発こそ求められております。本法案によって農機メーカーが弱体化すれば、民間による日本農業に適した農機の研究開発余力が奪われることにもなりかねません。それはひいては日本農業の競争力の弱体化、食糧安全保障の脆弱化を招くものであります。まさに本法案は農業競争力弱体化法案であります。

政府は肥料銘柄数が多いことを問題にしていますが、銘柄数削減によるコスト削減効果は固定費の範囲内という意見が大方の見方です。却って銘柄削減の政府の取組が、農家のニーズに応えようとする関連事業者の努力を抑制し、真に必要な「価格に見合った農業資材」が農家の手元に届かなくなり、日本の農産品の品質低下を招きかねません。まさに本法案は、現場を見て、現場の声を聴いて問題を解決しようとするのではなく、役人の考えた理屈に現場を合わせようとする、頭でっかちな改悪法案と言わざるを得ません。

昨年の農協法変更、本法案、「農業競争力強化プログラム」などの一連の農協系統組織に対する異常な介入は、かつて小泉純一郎首相が嘯いた「郵政のあとは農協」という新自由主義的な路線の延長線上にあると思わざるを得ません。しかし、郵政民営化しなければ夜も明けないという当時の喧噪から覚めれば、郵政民営化とは、組織の外形だけ変え、郵政事業に携わる皆様の誇りと思いを踏みにじり、国会に混乱を招いただけだったのではないのでしょうか。この愚を再び繰り返してはなりません。そして、民間の特定の事業体を生贄にして、農協系統を生贄にして、自らへの支持を高めようとする劇場型政治はもうやめるべきです。今、世界中で、そして日本国内で、生贄づくりの劇場型政治、ポピュリズムが横行しています。しかし、そこからは憎しみと分断しか生まれません。私たちは、憎しみと分断ではなく、

違いを認め合いつつ合意形成を図る政治、現場の声をしっかりと聴く姿勢を持った調和の政治こそ求めていくべきであることを申し上げ、本法案に対する反対の討論とさせていただきます。

以 上